

住民監査請求監査結果報告書

(葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく
扶助費支出に係る業務委託契約について)

令和5年9月11日

葛飾区監査委員

目 次

	頁
第 1 監査の請求	1
1 請求人	1
2 住民監査請求書の提出日	1
3 住民監査請求書	1
4 事実証明書	1
5 請求の要件審査	1
第 2 監査の実施	1
1 監査対象部局	1
2 請求人の陳述	2
3 関係職員の陳述聴取	2
4 関係資料の提出	2
第 3 請求人が求める措置等の概要	3
1 請求人が求める措置	3
2 請求人の主張の要旨	3
第 4 監査の結果	4
1 事実関係の確認	4
2 関係法令	5
3 監査委員の判断	6
別紙 1 葛飾区職員措置請求書（住民監査請求書）	
別紙 2 請求人の陳述の要旨	
別紙 3 請求人の意見書（8月23日提出分）	
別紙 4 青木かつのり後援会ニュースNo.24（令和4年8月15日発行）	
別紙 5 区関係職員の陳述の要旨	
別紙 6 区関係職員の意見書（8月23日提出分）	
別紙 7 支払命令	
別紙 8 特命随意契約理由書	
別紙 9 契約書	
別紙 10 法律相談報告書	

（別紙は個人情報の保護の観点により、一部、個人名・法人名など、伏せて表記しました。）

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

請求人代理人

東京都新宿区四谷本塩町7-9 四谷ニューマンション309

さくら通り法律事務所

弁護士 清水 勉

弁護士 出口 かおり

2 住民監査請求書の提出日

令和5年7月25日

3 住民監査請求書

別紙1のとおり

4 事実証明書

(1) 法律相談報告書

(2) 特命随意契約の締結について(回議用紙・特命随意契約理由書)

(3) 契約書

(4) 支出命令

(5) 青木かつのり後援会収支報告書(令和2年度及び令和3年度)

5 請求の要件審査

本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条の所定の要件を備えているものと認めて監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

子育て支援部子育て施設支援課

(旧組織名:子育て支援課 令和5年4月1日組織改正)

2 請求人の陳述

(1) 実施経過

地方自治法第242条第7項の規定により、請求人に対して、令和5年8月23日に陳述と新たな証拠の提出の機会を設けた。

(2) 請求人の陳述の要旨

別紙2のとおり

請求人代理人は、当日持参した意見書(別紙3)に基づいて陳述を行った。

(3) 陳述の補足

陳述当日に、監査事務局から、陳述の補足がある場合は、令和5年8月28日までに文書で提出すれば受け付ける旨を請求人に伝えた。

請求人は、陳述の補足として、8月28日に資料(別紙4)を提出した。

3 関係職員の陳述聴取

(1) 実施経過

令和5年8月23日に監査対象部局の関係職員による陳述の聴取を行った。

(2) 関係職員の陳述の要旨

別紙5のとおり

関係職員は、当日持参した意見書(別紙6)に基づいて陳述を行った。

4 関係資料の提出

子育て支援部子育て施設支援課から、次に掲げる関係資料の提出を受け、本件監査請求に関する事実等を確認した。

- (1) 支出命令伝票(別紙7)
- (2) 特命随意契約理由書(別紙8)
- (3) 支出負担行為伺
- (4) 契約書(別紙9)
- (5) 本件契約の成果品(意見書)
- (6) 葛飾区私立保育所等扶助要綱
- (7) 法律相談報告書(別紙10)

第3 請求人が求める措置等の概要

葛飾区職員措置請求書、事実証明書、請求人陳述及び意見書等により、請求人が求める措置等を次のとおり解した。

1 請求人が求める措置

「葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費支出に係る業務委託（契約額110万円）」（以下、「本件契約」という。）は違法かつ不当なものであるため、区が損害を回復できないようにする法的根拠を求めるといふ異常なことを行った経緯を明らかにし、責任ある者、具体的には植竹副区長及び青木区長に契約金110万円を返還させるよう求める。

2 請求人の主張の要旨

令和4年3月に明らかになった「葛飾区私立保育所等扶助要綱」に基づく扶助費の算定の相違による過支給について、同年4月に区の法規担当係から不当利得返還請求すべきものであるとの結論が出たにもかかわらず、過支給額を保育所に対し返還を求めないことの法的根拠となる見解などの提示を業務内容とする本件契約を特命随意契約により締結した。

本件契約締結以前に不当利得状態が生じていることは、区の法規担当係の判断からも明らかである。そうであれば、区として保育所に不当利得返還請求をすべきは当然である。特別区の法務部にも相談しているようであるが、そこでも当然、区の法規担当係と同じ見解が示されたはずであり、不当利得返還請求すべきは動かしがたい方針になったはずである。それを更に区の経費で弁護士に意見書の作成を求めるといふのは、明らかに無駄な支出である。しかも、それ以上に問題なのは、依頼の主な内容が「葛飾区私立保育所に対する扶助費の算定相違による過支給額について、保育所へ返還を求めないことの法的根拠となる見解」になっていることである。不当利得返還請求すべきことが明らかになっているにもかかわらず、区として保育所に請求しないで済む法的根拠を求めるといふのは、区の損害を放置することであり、区の健全財政を著しく損なう行為である。妥当性を欠くどころか明らかに違法である。

本件契約の名義は子育て支援課長になっているが、5億1,000万円という多額の損害を受けている事案について、子育て支援課長が独断

で契約締結するとは考えられず、上位者から指示を受けて本件契約を締結したと考えるのが合理的である。本件契約をする必要がなかったことは本件契約締結前から明らかだったことであり、本件契約とこれに基づく支出は、最小経費最大効果原則（地方自治法第2条第14項）、これを受けた地方財政法第4条第1項に反する違法かつ不当なものである。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

- (1) 葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づいて支給した扶助費の算定結果の誤りが生じ、一部の保育所等に過大な支給があったことが令和4年3月に判明した。令和4年4月7日に子育て支援課は、総務課法規担当係に法的観点や今後の対応などを相談し、仙台高等裁判所の判例を示され、合理的な理由なく返還請求を行わないことは違法となる、との見解の法律相談報告書を受け取っている。
- (2) 令和4年6月9日に開催された保健福祉委員会において、子育て支援課長は、私立認可保育所に対する補助金の算定額の相違についての報告の中で、葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費の過支給があったことを確認した場合は返還を依頼する考えであると発言している。
- (3) 令和4年6月17日に開催された私立保育園長会において、区長は、扶助費の過支給について返還を求めないことを検討する方針と述べている。
- (4) 令和4年7月28日付けで子育て支援課長は、本件契約を締結し、令和4年8月15日に履行等確認を行っている。
- (5) 令和4年8月31日に開催された保健福祉委員会において、子育て支援課長は、私立認可保育所の運営費助成額算定相違に係る対応方針等についての報告の中で、法的な解釈として返還請求権がある限り、区は行使せざるを得ないと判断し、扶助費の過支給について、保育所に返還を求めていくと発言している。
- (6) 令和4年8月31日に開催された保健福祉委員会において、植竹副区長は、本件契約は自身の発案であると発言している。また、区長は扶助費の過支給は副区長、担当部署とも十分な協議をした上で調査をすること、法的に民間の専門家の意見もきちんと聞いた上で判断しようとしたと発言している。

2 関係法令

(1) 葛飾区私立保育所等扶助要綱

第1条

施設運営の健全化及び事業の円滑な執行を図り、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

第5条

区長は、扶助費の支給を受けた対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、扶助費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により扶助費の支給を受けたとき。
- (2) 扶助費を対象事業以外の事業の用途に使用したとき。
- (3) 前条第3項の規定により付された条件その他法令等に基づく命令に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、区長が扶助費の支給をすることを不相当と認めたとき。

第6条

前条の規定により扶助費の返還を求められた対象者は、区長が指定する期日までに当該扶助費を返還しなければならない。

(2) 葛飾区補助金等交付規則

第15条

区長は、補助事業者等が次の各号の一に該当した場合は、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき
- (3) その他補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの規則に基づく命令に違反したとき

第16条

区長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合または補助事業等の中止あるいは廃止を承認した場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその全部または一部の返還を命じなければならない。

(3) 地方自治法

第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(4) 地方財政法

第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

(5) 民法

第703条

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 監査委員の判断

地方自治法第242条第11項の規定において、同条第5項の規定による監査についての決定は、監査委員の合議によるものとされている。

監査委員は、本件住民監査請求を受理してから協議を重ねてきたが、「請求理由がない」とする2名の監査委員の意見と「請求に理由がある」とする2名の監査委員の意見に分かれ、合議が整わず、監査の結果を出すことができなかった。

以下、参考までに監査委員の見解を記載する。

(1) 請求に理由がないとする見解（反町委員・工藤委員）

ア 本件契約が最小経費最大効果原則（地方自治法第2条第14項ほか）に反する違法かつ不当なものであるという主張について

請求人が主張する地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、

最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としている。また、地方財政法第4条第1項では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。

これらの規定は、地方公共団体がその事務を処理するにあたって準拠すべき一般的指針を示すもので、常に能率的かつ効率的に処理すべきという、地方自治運営の基本原則を定めたものである。これらの規定が公金の支出を具体的に規制している根拠法規であるとまで解することはできないが、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるような場合には、長に与えられた広範な裁量権を逸脱し、規定違反の違法性が肯定されるものと解する。

この観点から本件を推察すれば、本件契約については、子育て施設支援課長が陳述聴取において、「区が多角的な視点で慎重に検討を行う目的で締結したものであり、第三者の見解を求める必要があったものと考える。」と述べている。また、令和4年8月31日開催の保健福祉委員会においても、子育て支援課長が「行政側の弁護士だけでなく、民間の弁護士に多角的な視点で助言をもらうため本件契約を締結した。」と発言している。

扶助費の過支給については、令和4年8月31日開催の保健福祉委員会でその方針が報告されており、法規担当係の作成した法律相談報告書を受けた段階で結論を出したわけではない。過支給の額は、5億1,000万円と多額である。しかも、その原因は、区が指定した誤った算定用のエクセルシートに入力・申請させていたことであり、その誤りに気付かずに過支給は4年間続いたこと。こうした実態が法規担当係の示した、平成27年7月15日仙台高等裁判所の判決における「補助金の返還を請求しないことを相当とする特段の事由」にあたるのかどうかなど、慎重に検討を進めなければならない区にとって重大な事案であることから、その方針を決定するにあたっては、様々な法の見解を総合的に考慮して判断するのは当然のことである。また、葛飾区私立保育所等扶助要綱第1条では、扶助の目的を、「施設運営の健全化及び事業の円滑な執行を図り、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。」としている。方針によっては、その目的に反する結果にもなりかねない

事案であることから、第三者の意見を求めたものとする。

以上のことを踏まえれば、本件契約を締結したことに関して、裁量権を逸脱するものとは認められない。また、本件契約は、地方自治法第232条の4による適正な手続を経て、同第232条の5第1項の債権者のために支出されたもので、財務会計上問題はないと考える。

よって、本件契約は違法かつ不当なものであるという請求人の主張は理由がないものである。

イ 区長及び副区長に対する本件契約金の返還を求める主張について

上記アで述べているように、本件契約は、違法かつ不当ではないとの結論に至っており、請求人の主張は理由がないものである。

(2) 請求に理由があるとする見解（今關代表監査委員、江口委員）

ア 本件契約は、最小経費最大効果原則（地方自治法第2条第14項ほか）に反する違法かつ不当なものであるという主張について

平成18年1月26日名古屋地方裁判所の判決では、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の規定に関して、「これらはいずれも地方公共団体の財政の健全化を確保する趣旨によるものと考えられるところ、地方自治法第2条第16項、第17項の法意に照らすと、単に会計事務担当職員に対して訓示的に事務の在り方を示すにとどまるものではなく、地方公共団体にとって不必要あるいは過大な経費負担をもたらす契約が締結された場合には、当該契約締結行為が違法と評価されることがあり得るといふべきである。もっとも、いかなる契約が不必要であるのか、あるいは過大な経費負担をもたらすかは、第一次的には、当該地方公共団体が、意図した行政目的実現の見地から、当該契約の目的、性質、給付内容、締結に至った経緯等を総合的に考慮して判断すべきものであるから、違法であると評価するためには、その裁量権の範囲を逸脱し、あるいはこれを濫用したと認められる場合に限られるといふべきである。」と判示されている。

これを本件についてみると、本件契約締結にあたって、法規担当係が作成した法律相談報告書でも示されていた、平成27年7月15日仙台高等裁判所の判決では、「理由のない公金支出は公益に反するこ

とが明らかである以上、このような場合、上記状況を容認することが合理的な事由、あるいは、補助金の返還を求めることが交付先の資料等に照らして期待できない事由などの補助金の返還を請求しないことを相当とする特段の事由が存在しない限りは、被控訴人には、その返還を求めるべき責務があり、返還請求を行わないことについて裁量はないと解するのが相当である。」と判示されており、過支給に関して、合理的な理由なく返還請求を行わないことは違法又は不当と解されることから、本件契約は、不必要なものであったと考える。事実、令和4年6月9日に開催された保健福祉委員会において、子育て支援課長は、葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費の過支給があったことを確認した場合は返還を依頼する考えであると発言している。

また、子育て施設支援課長は、陳述聴取において、「区が多角的な視点で慎重に検討を行う目的で締結したものであり、第三者の見解を求める必要があったものとする」と述べている。多角的な視点で検討を行う必要性については理解できるが、仕様書によれば、本件契約の内容は、扶助費の過支給額について返還請求を求めないことの法的根拠の見解、この見解に立った際に予測される住民監査請求、住民訴訟等の争点を書面にして明示することと記載されている。本件契約の主目的は、多角的な視点で検討を行うためのものではなく、あくまで、返還請求を求めないことに関する法的根拠の見解等であり、法的な問題やリスク等については、法規担当係が作成した法律相談報告書で既に示されていたものである。

よって、本件契約は違法かつ不当なものであるという請求人の主張は理由があると認められる。

イ 区長及び副区長に対する本件契約金の返還を求める主張について

本件契約は特命随意契約であり、契約締結者は子育て支援課長である。

平成5年2月16日最高裁判所の判決では、地方公共団体の長が、職員に委任した財務会計事務につき当該職員が行った違法行為について賠償責任を負うこととなるのは、長が財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により当該違法行為を阻止しなかったときに限られる旨判示されている。

そうすると、長に上記指揮監督上の阻止義務を認め得るのは、長において職員が違法な財務会計行為を行うことを知っていたか、少なくとも知り得る状況にある、すなわち違法な結果の発生を予見し得た場合に限られるというべきである。

区長は、令和4年8月31日開催の保健福祉委員会において、扶助費の過支給についての最終判断に、民間の専門家の意見も聞いた上で判断しようとしたと発言している。このことから、区長は本件契約の締結について、知り得る状況にあったことは明らかである。また、副区長は、同日の保健福祉委員会で本件契約は自身の発案で行ったことであると発言しており、陳述聴取においても、子育て支援課長（契約締結者）が部や課の内部、副区長と話しあって決めたと述べている。このことから、副区長が本件契約締結に深く関与していたことは明らかである。

よって、請求人の主張は理由があると認められる。

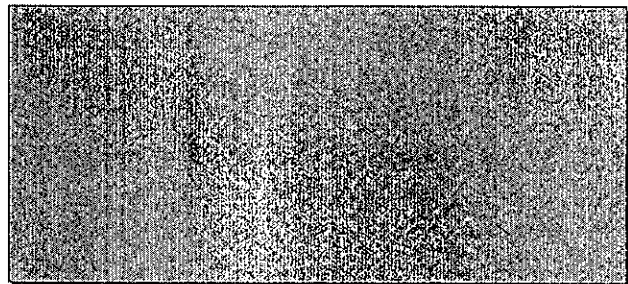


葛飾区職員措置請求書

令和5年7月25日

葛飾区監査委員 殿

請求人
住 所
氏 名



〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7-9

四谷ニューマンション309

さくら通り法律事務所 (連絡・送達先)



上記請求人代理人

弁護士 清 水 勉

弁護士 出 口 かおり



第1 監査請求の要旨

葛飾区では、「葛飾区私立保育所等扶助要綱」（以下「本件要綱」という。）に基づき、私立保育所等の設置者に対し、各種の「扶助費」を支給している。区加算「保育標準時間対応保育事業扶助」内のパート保育士等加算は、補助上限人数を設け、その範囲内の職員について扶助費の支給を行っているが、平成30年度に本件要綱が改正されたことをきっかけとして作成した補助金算定用のエクセルの参照セルを誤ったことにより、それ以降、誤った計算式で過大な給付が区内の私立保育所等に対して行われてきた。

令和4年3月中旬ころ、この過大給付が明らかになり、同年4月7日、子育て支援課 [] が法規担当係 [] に法律相談したところ、不当利得返還請求すべきものだとする結論が出た（資料1）。

上記結論に基づいて、区は各保育園に経緯を説明し、不当利得した金額についての返還手続を進めるべきであった。

ところが、子育て支援部子育て支援課長橋本幸夫は、同年7月28日、 [] [] 弁護士との間で、「私立認可保育所に対する扶助費の算定相違による過支給額について、保育所へ返還を求めないことの法的根拠となる見解」などの提示を業務内容とする「葛飾区市立保育所等扶助要綱に基づく扶助費支出に係る業務委託」契約（以下「本件契約」という。）を特命随意契約の方法により締結し（資料2及び資料3。支出負担行為）、同年9月16日に委託料110万円を支払った（資料4）。

「特命随意契約理由書」（資料2別紙）には、契約相手の選定理由について、「区の政策決定を法的に裏付ける見解の構築と、当該見解に立った際に予測される訴え等の提起について論点を予め整理備えるため」とあるが、これらについては区の法規担当係がすでに明確な回答を出している一方で、本件契約内容は、法規担当係の見解を否定するためのものであって、「区の政策決定を法的に裏付ける見解の構築」のためになっていない。

本件契約締結以前に私立保育園に不当利得状態が生じていることは、区において明らかになっており、法律実務家からすれば極めて常識的な見解になっており、さらに有償で外部に見解を求める必要はなかった。

しかも、本件契約の内容は、区の財産的損害の補填を意図的に妨げようとするものになっており、区の予算において外部に見解を求めるべき事項ではない。

本件契約書の名義人は橋本子育て支援課長になっているが、区が約5億1000万円という多額の損害を受けている事案について、子育て支援課長が独断で本件契約を締結することは考えられない。むしろ上位者から指示を受けて本件契約を締結

したとみるのが合理的である。区の子算執行責任者である区長が直接関与していればもちろんのこと、そうでないとしても、区長は職員に対する監督責任を負うべき立場にある。

したがって、本件契約をする必要性が全くなかったことは区にとって本件契約締結前から明らかだったことであり、本件契約とこれに基づく110万円の支出は、最小経費最大効果原則（地方自治法2条14項ほか）に反する違法かつ不当なものであるから、本件契約をした担当者である橋本幸夫子育て支援課長の及び本件契約締結に関与し、あるいは監督責任を負う立場にある青木克徳葛飾区長は相応の責任をとらなければならない。

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

住民監査請求に係る請求人の意見陳述要旨

開催日時 令和5年8月23日(水) 午後1時30分～2時00分
場 所 総合庁舎新館5階 庁議室
監査委員 今關代表監査委員 反町監査委員 工藤監査委員 江口監査委員
請求人・請求人代理人 省略
立 会 人 橋本産業経済課長(前子育て支援課長) 金保子育て施設支援課長
事 務 局 加納監査事務局長、篠崎、板倉、梅崎
傍 聴 人 10人

監査委員

これより、請求人の陳述を始める。

【請求人代理人の陳述】

～別紙「意見書」を読み上げる～

【請求人の陳述】

既に私立保育園の過支給額を返還することに決まったにも関わらず、不必要な契約に110万円を支出したことに納得がいかない。

契約書を見ると子育て支援課長名で締結されているが、子育て支援課の職員が積極的に行うとは思えない。青木区長からの命令があったものと推察する。

提出した事実証明書の資料5にある青木かつのり後援会の収支報告書には複数の寄付金があるが、特に保育園設置者2名からの寄付が多額であることがわかる。この2名がそれぞれ設置している保育園が受け取った補助金額は多く、返還額も多いと思われる。多額の寄付者2名のために、返還請求したくないのではないかと。青木区長には何か後ろ暗い背景があるのではないかと。青木区長は110万円を区に返還してほしい。

【質疑】**監査委員**

区は各保育園に経緯を説明し、不当利得した金額について返還の手続きを進めるべきであったと主張しているが、その具体的な理由はなにか。

請求人代理人

不当利得だからである。

監査委員

本契約をする必要性が全くなかったことは区にとって本契約締結前から明らかだ

ったと主張しているが、その具体的な理由は何か。

請求人代理人

弁護士は自分に対応可能な依頼しか受けない。もし契約後に「できない」との判断になった場合は、進捗状況で全部または一部の報酬を返金するものだ。「不当でもこうすれば免除される」という方法があるかアドバイスを求められても、依頼者の希望に沿う見解が示せなければ相談時に断る。今回の依頼は、そういうレベルの事案である。

まずは庁内、そして特別区の法務担当に相談するのが普通だ。どういう議論を経てこの契約をすることに至ったのか。自分たちの本意ではなく契約しているのではないか。

このことから見ても担当課がどれほど真剣に依頼したのか疑問だ。

担当課のミスということになれば、担当課の職員が糾弾される立場になる可能性が高いと思われ、果たしてそんな起案をするだろうか。

監査委員

法的根拠に基づいて、5億円を返還請求するように青木区長へ勧めたが、聞き入れられなかった。

特別区の法務担当、区が雇い上げている弁護士どちらに尋ねても110万円かけて第三の弁護士を頼む必要性はないということだった。

監査委員

本契約は、子育て支援課長が独断で締結したとは考えられないと主張しているが、具体的に誰が関わっていると考えているか。

請求人代理人

担当課のミスは2点ある。一つ目は、エクセル表計算の誤りである。そもそも担当者が表計算を正しく作成していれば、補助金の過払いは起きなかった。

二つ目は、計算ミスについて指摘した園が複数あったにもかかわらず、返還しなくてよいと回答したことである。すぐに確認し修正できるミスだったのに、何年も続いたということは悪質だ。

本当に一担当者のミスだったのか。区としての考え、何らかの思惑が存在したのではないか。これは非常に重大なことだ。

監査委員

弁護士報酬の110万円という金額には何が含まれていると考えるか。

請求人代理人

意見書作成の代金と考えれば妥当な金額だと思う。

しかし、本件契約を請け負った弁護士は契約内容に沿った意見書を作成しておらず、債務不履行になる。契約の趣旨に沿っているものなのか疑問だ。何といわれて依頼を受けたのか、わからない。

監査委員

確認だが、措置請求は、この契約で支払われた「110万円の返還」について、勧告するということでよいのか。

請求人代理人

そういうことになる。

監査委員

区には2名の副区長がいるが、植竹副区長と青木区長に110万円を返還させたい理由は何か。

請求人

令和4年8月31日の保健福祉委員会で、自分が指示をしたと植竹副区長が答弁していた。しかし、副区長が指示をして契約を行かせたとしても、自分には何のメリットもない。さらに上の人から言われたとしか考えられない。

監査委員

事実証明書の資料5（青木かつのり後援会 収支報告書）は、どのような理由で提出されたのか。

請求人

青木区長と保育園設置者との間の利害関係があるのではないかと推測される部分があるので、補完資料として提出した。

監査委員

それは推測か

請求人

推測である。

請求人代理人

職員措置請求書では青木区長の監督責任についてだけ述べている。しかし、青木区長には不審な点があるため、それを補足したものである。

監査委員

以上で請求人の意見陳述を終了する。



令和5年8月23日

葛飾区監査委員 様

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7番9号
四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所
弁護士 清水 勉

意見書

地方自治法2条14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とし最小経費最大効果の原則を規定している。これを受けた地方財政法は「地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的」(1条)とし、4条1項で、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定し、地方自治法2条14項に規定した財政原則を改めて明記している。

このような規定があることからすると、無駄な支出は妥当性を欠くものという評価になることはもちろん、明らかに無駄な支出は妥当性を欠くという評価に止まらず、違法だということになる。

本件職員措置請求書で請求人が問題にしている110万円の支出は、弁護士が契約に基づいて区から依頼された意見書作成を行ったことに対する対価であるから、その点だけをみると特段問題がないようにみえる。

しかし、本件の経緯からすると、担当課は弁護士に意見書の作成を依頼する以前に、区の法規担当係に見解を求め、保育所にとって不当利得状態になっていることの指摘を明確に受けている。そうであれば、区として保育所に不当利得返還請求をすべきは当然であって、請求額が多額になることは分割払いによる返済計画をどのように立てるかという問題になるのであって、そもそも請求しないということにはならない。令和4年8月31日の区議会保健福祉委員会の議事録によると、特別区の法務部にも相談しているようである。そこでも当然、区の法規担当と同じ見解が示されたはずである。区として保育所に不当利得返還請求すべきは動かしがたい方針になったはずである。それを更に担当課が区の経費で弁護士に意見書の作成を求めるとするのは、明らかに無駄な支出である。

それだけではない。それ以上に問題なのは、依頼の主な内容が「葛飾区私立保育所に対する扶助費の算定相違による過支給額について、保育所へ返還を求めないことの法的根拠とな

る見解」になっていることである。不当利得返還請求すべきことが明らかになっているにもかかわらず、区として保育所に請求しないで済む法的根拠を求めるとするのは、区が損害を被っていることが明らかであるにもかかわらず、これを保育所から返還を求めず、区の損害をそのまま放置するということである。区の健全財政を著しく損なおうとする行為である。妥当性を欠くどころか明らかに違法である。

区の通常業務は正常な法解釈に基づいて行われているであろうと考え、本件は異常極まりない例外の事態とみるべきであろう。例外の事態には特異の事実経過が必ずある。

担当課は法規担当係に相談し、そこで回答を得ている。この回答に納得したのであれば、保育所から不当利得の返還を求める手続を粛々と進めるだけであるのに、それを止めて、弁護士に法規担当係の回答とは真逆の意見を求めるに至った経緯はどのようなものだったのか。担当課内でどのような議論がなされたのか。この点を明らかにすることは担当課の意向として弁護士に意見書の作成を依頼したのかそうでないのかを明らかにする上で重要である。

依頼した弁護士は区の顧問事務所に所属する弁護士のようなものであるが、そうであれば、事案の概略を聞いた上で意見を言うはずである。これは顧問料の範囲内であるから、別途、経費はかからない。意見書など作るまでもないと顧問弁護士は回答したはずである。

顧問事務所の弁護士でなくても、弁護士は自分が対応できる事案かどうか、依頼者の意向に沿えるかどうかを判断するために、契約を結ぶ前に必ず依頼内容を大雑把にでも確認し、一定の見解を述べる。その見解が依頼者の希望に沿うようであれば契約するが、沿わないようであれば契約しない。

本件では随意契約の決裁が済んだ翌日に[]弁護士と契約している。しかし、区の職員が依頼内容を説明すれば、裁判官を定年退官した経歴のある法律実務家としてベテランの[]弁護士は、法規担当係と同じ見解を述べたはずである。そうであれば、契約目的からすれば契約する相手ではなかった。そのことがわかっていながら、区が[]弁護士と契約したのは、契約の趣旨に沿わないことがわかっていて契約したもので、その意味でも110万円は明らかに無駄な支出である。

このように本件随意契約には、事実経過においても不審な点が多々あることからして、監査委員においては、子育て支援課が法規担当係の法的助言を無視して、しかも区が損害を回復できないようにする法的根拠を求めるという異常なことを行った経緯を明らかにし、責任ある者、具体的には植竹副区長及び青木区長に契約金110万円を区に返還させるようにしていただきたい。

資料 7

・青木かつのり後援会ニュース No42 令和4年8月15日

区の法規担当や特別区の法務部から既に法的見解は出ていたにも関わらず、後援会ニュースによると、区長は保育園への過払い金について、適正に使われた人件費は除くなどいろいろ条件を付けて最後の最後まで返還を求めたくなかったようです。

その結果、区は保育園が過払い金を返還せずに済む法的見解を求めて[]事務所に業務委託することになり、不必要な支出が発生してしまいました。

*下線は、分かりやすいように私が加筆いたしました。

請求人



ご心配をおかけし申し訳ございません

～私立認可保育所に対する補助金の算定額の相違について～

葛飾区内の私立認可保育所に対する補助金の賦支給につきまして、多くの区民の皆様、保育関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけいたしました。心よりお詫び申し上げます。

これまで葛飾区では、妊娠前から18歳まで切れ目のない子育て施策に取り組んでまいりましたが、とりわけ0歳から5歳の乳幼児とその保護者に対する支援は大変重要であり、各保育所とも連携しながら保育の質・量両面から充実を図ってまいりました。

そこで、この度のパート保育士の雇用に関する補助金の賦支給の対応にあたりましては、保護者や子どもたち、各保育所の運営に影響が出ないよう配慮しながら、まずは補助金が人件費としてきちんと活用されていることをしっかりと把握したうえで、補助金の趣旨に沿って人件費として適正に使われたものについては返還を求めない方向で検討してまいります。また、今回の賦支給がコンピュータのプログラムミスにより発生したことから、今後の事務執行については全庁的に同種の事務の総点検を行い、①責任あるチェック体制の構築、②万一誤りがあった場合、不適切な業務執行事案の速やかな情報共有、③不適切な事案をただちに適切なものに修正、④不適切な事案を研修で事例研究、などの取り組みを実施することで、今回のような誤りの再発を防止してまいります。

状況については逐次、区のホームページで報告してまいりますので、よろしくお願いたします。



葛飾区長 青木かつのり

以前から、葛飾区内の公共交通網は、「足立線・総武線・京成線」など東西に延びる鉄道網は充実しているものの、南北方向についてはバスが中心でした。こうした状況の中で、新金線は区の南北を結ぶ貴重な移動手段として注目され、1993(平成5)年と2008(平成15)年に、旅

南北の移動手段として

総武線の新小岩駅から常磐線の金町駅までの約7kmを結ぶ新金線は、1926(大正15)年の開業以降、東京臨海部と千葉方面とを結ぶ重要な貨物路線として親しまれてきました。かつては一日数十本の貨物列車が走っていましたが、他線の開通などによって現在では日に数本走る程度にまで減少しています。

大正15年開業

葛飾区民の思いをつなぐ 新金線旅客化についてご報告します

現在、葛飾区では、区の南北の拠点である新小岩と金町を結ぶ新金貨物線の旅客化の実現に向け、取り組んでいます。その目的は、①不足する南北方向の鉄道網の整備②非ガスの削減による脱炭素化の推進③高齢者などの外出機会の確保・買利物等の利便性向上、④沿線のまちづくりの推進による人口減の阻止、などです。今回は、新金線旅客化のこれまでの検討から現在の進捗状況、そして今後の見通しについてご報告します。

実現に向けた検討を開始

客化の可能性について調査を行いました。これら2回の調査では、費用面などから実現は困難であると判断しました。その後、南北方向の交通の充実に加え、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの発生抑制や、高齢者などの外出機会の確保に公共交通の充実が不可欠であることから、新金貨物線の旅客化への期待が高まってきました。

2030年の部分開業をめざして

今年7月3日、新金線を經由し、松戸駅から錦子駅までを結ぶ「新金線体験乗車」が行われました。私も新小岩駅に見送りに行きましたが、たいへん多くの方が乗車されていて、旅客化実現への気運の高まりを感じました。

青木かつのりは、これからは新金線旅客化に全力で取り組んでまいります。皆様のご支援・協力をよろしくお願い申し上げます。



新金線位置図



7月3日新金線体験乗車を見送る青木かつのり

2017年度以降の実施内容	
2017(H29)～2018(H30)年度	・国道8号との平面交差での需要予測 ・周辺鉄道への影響予測 ・路線平準費の算出(約200～250億円) ・事業主体の選定
2019(R1)年度	・国道6号との平面交差が将来的にできるかどうかの検証(葛飾庁から国道6号の信号機を借り、道路信号が赤の時に想定している列車が通過できるか検証した) ・「新金線旅客化整備基金」新設(1年10億円、電算機の償還平準費の半分に当たる100億円を目標に積み立てる) ・国道6号との平面交差における課題の整理 ・事業主体及び事業スキームの検討
2020(R2)年度	・段階整備手法の検討 ・新たな視点における旅客化の可能性の検討 ・旅客化を専門に取り組み「新金線旅客化担当係」を新設 ・事業主体の絞り込み(第三セクター)と事業スキームの検討 ・国道6号との平面交差における配線計画及び運行ダイヤの検討
2021(R3)年度	・早期旅客化を実現するための、国道6号以南である新小岩～新宿の段階的整備を検討 ・国道6号との交差方式の検討(新金線旅客化の可能性の検討)

【表1】

住民監査請求に係る区関係職員の意見陳述要旨

開催日時 令和5年8月23日(水) 午後2時20分～2時55分
場 所 総合庁舎新館5階 庁議室
監査委員 今關代表監査委員 反町監査委員 工藤監査委員 江口監査委員
関係職員 橋本産業経済課長(前子育て支援課長) 金保子育て施設支援課長
立会人 請求人・請求人代理人
事務局 加納監査事務局長 篠崎、板倉、梅崎
傍聴人 10人

監査委員

これより、区関係職員の陳述を始める。

【区関係職員の陳述】**子育て施設支援課長**

～別紙「意見書」を読み上げる～

【質疑】**監査委員**

あなたは、法規担当との法律相談で、青木区長は不当利得返還請求をしなければならぬことを認識し、私立保育園へ返還請求すると保健福祉委員会で報告している。その後、青木区長は私立保育園誤支給については返還を求めないと園長会で発言した。

これはあなたと相談してのことか、それとも青木区長の独断なのか。

前子育て支援課長

6月9日の保健福祉委員会では支障のないように返還してもらおうと説明したが、どこでどのような判断をされたのかはわからない。青木区長の独断かどうかはわからない。

園長会時の対応については、相談はなかった。

監査委員

あなた方の意見はわかった。ところで、区の弁護士は何人いるのか。

前子育て支援課長

区長部局は2名である。

監査委員

元子育て支援課長は弁護士とどのようなやり取りをしたのか。

前子育て支援課長

区の弁護士に相談したが、不当利得以外はないということだった。特別区法務部でも同様の見解だったので、葛飾弁護士倶楽部の会長に相談し、今回契約した弁護士を紹介され、直接掛け合った。

監査委員

誰の命令で弁護士倶楽部に相談したのか。区の法規担当や特別区法務部も不当利得であるという見解となったが、どんな感想をもったのか。

前子育て支援課長

第三者の弁護士の見解も不当利得であれば仕方ないと思った。

監査委員

部長か、区長か、誰の命令か言えないならばいい。

法律上、勝てる見込みがないにも関わらず、110万円払って別の弁護士を頼んでいる。私は「なぜなのか」と青木区長に尋ねたが、納得できる回答は得られていない。

監査委員

一部返還を求めると言っているからには、返してもらうべきものという認識はあると思うが、不当利得返還請求をしなければならぬことを認識していたあなたにとって、本件委託契約をしても、法規担当との法律相談と同じ結論になると容易に予想できたはずである。貴重な税金で委託する必要性をどう認識していたのか。

前子育て支援課長

事業として大きい影響があるため、対応策を求めている。多角的に検討しなければならぬと感じたので、外部の弁護士に委託することは必要だった。

監査委員

法律は決まっている。多角的も何も、無理をして法を捻じ曲げようと税を使ったに過ぎない。

監査委員

区法規担当の見解は、とても多角的に示されている。具体的なアドバイスも記載されていて、あれ以上のものはない。

一方、委託契約の成果品での意見書の内容は薄い。また、特命随意契約の理由書に記述されている内容と、元子育て支援課長の説明に齟齬がある。はじめから、意見書を作成してくれるのが本件契約を請け負った弁護士しかいなかったからだろう。

この契約は、無理やり進めているように感じるが、誰かに相談等はしたのか

前子育て支援課長

部や課の内部、植竹副区長と話しあって決めた。青木区長と両副区長とも打ち合わせを行った。無駄だからやめろという発言はなかった。

監査委員

以上で区関係職員の意見陳述を終了する。



令和5年8月23日

住民監査請求に係る意見について

地方自治法第242条の規定に基づき、令和5年8月10日付け5葛監第51号により通知された住民監査請求に基づく監査の実施について、当該住民監査請求に係る意見は下記のとおりでございます。

記

1頁「第1 監査請求の要旨」1段落目については認める。平成30年度から令和3年度までの間、区が扶助費申請の便宜のために各園に配布していた、扶助費の額が自動で算出されるエクセルファイルにおいて、パート保育士等加算の算定に際し、扶助対象であるパート保育士等の上限数を算出する計算式中の参照する児童数に誤りがあったために、算定結果に誤りが生じ、一部の園に対して過大な給付が行われていたことが判明した。

2頁1段落目「同年4月7日、子育て支援課 [] が法規担当係 [] に法律相談した」については認める。

同段落「不当利得返還請求すべきものだとする結論が出た」については否認する。なお、資料1は相談に応じた給務課において作成した資料について、子育て支援課が提供を受けて保存していたものと思われるが、子育て支援課から行った、当時、算定相違のあった金額の総額も出ておらず、資料も何もない中においての法律相談に対する法規担当係の回答として、子育て支援課が当時整理した事実関係においては「不当利得返還請求として取り扱うことが適当である。」との見解を子育て支援課へ送付したものであり、このことがただちに区として「不当利得返還請求すべきものだとする結論」を出したことはない。

2段落目「上記結論に基づいて、区は各保育園に経緯を説明し、不当利得した金額についての返還手続きを進めるべきであった」については否認する。法律相談の時点では、算定額の相違の詳細も明らかにはなっておらず、法律相談時点の見解について回答を得た段階であり、区の対応を結論づけていない。区としては、令和4年6月9日の保健福祉委員会において、区は要綱に定める補助金額よりも多く支給していることを確認した場合、支給済の補助金の一部について返還を依頼する考えを示した。なお、令和4年6月17日の園長会において区長は「返還を求めないことを検討する方針」を説明した。

3段落目前段については認める。なお、「葛飾区市立保育所等扶助要綱に基

づく扶助費支出に係る業務委託」は「葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費支出に係る業務委託」である。3段落目後段については、「子育て支援課長」は「同年9月16日に委託料110万円を支払った。」については、葛飾区会計事務規則第5条及び第50条の定めにより、子育て支援課長が地方自治法第232条の4による支出の命令を行い、会計管理者がこれを9月16日に執行した、との意味において認める。

4段落目「本契約内容は、法規担当係の見解を否認するためのものであって、「区の政策決定を法的に裏付ける見解の構築」のためになっていない」については否認する。法規担当係の見解を含め、「返還請求する場合」「返還請求しない場合」について、子育て支援部において更に多角的な視点で慎重に検討を行うこととし、そのため、当該契約を締結することとしたものである。

区において、対応を検討する中で、算定相違の原因は区にあること、期間が4年度にわたり相違額が多額になる保育所があること、相違が大きい保育所は配置基準と比べより多くの保育士等を雇用し充実した保育の実施に努めてきたと考えられることから、仮に相違額の返還を求めた場合、これまで区と連携を密にし、区民に安心安全な保育を提供するために協働して取り組んできた保育所との信頼関係を損ねることはもとより、要綱に定める「施設運営の健全化及び事業の円滑な実行を図り、もって健全な育成に資すること」との目的に反する結果をもたらしかねないと考えた。

そこで、こうした点も考慮し、返還を求めない場合についても、返還を求める方向性と並行して、引き続き区で検討を進め、参考として、第三者の見解も求めることとしたものである。

5段落目については否認する。前述のとおり、「返還請求する場合」「返還請求しない場合」について、区が多角的な視点で慎重に検討を行う目的で、第三者の見解も求めることとしたため、必要性はあったと考えるものである。

6段落目については否認する。前述のとおり、区が多角的な視点で慎重に検討を行う目的で当該契約を締結したものであり、「区の財産的損害の補填を意図的に妨げようとするもの」ではない。また、第三者の見解を求める必要はあったと考えるものである。

7段落目「本契約書の名義人は橋本子育て支援課長になっている」については、当該契約に係る区契約担当者が子育て支援課長であるとの意味において認める。当該契約の権限については「葛飾区契約事務規則」第4条及び別表第1により、区長より課長に委任されているものである。

同段落の上記の外の主張については、請求人の推測に基づく見解であり、不知。子育て支援部の方針として、副区長と相談したうえで、第三者の見解を求めることと決定し、前述のとおり契約権限の委任を受けている子育て支援課

長が契約の締結をしたものである。

3頁2段落目「本件契約をする必要性が全くなかったことは区にとっては本契約締結以前から明らかだった」については否認する。前述のとおり、区が多角的な視点で慎重に検討を行う目的で当該契約を締結したものであり、第三者の見解を求める必要はあったと考えるものである。

同段落「本件契約とこれに基づく110万円の支出は、最小経費最大効果原則（地方自治法2条14項ほか）に反する違法かつ不当なもの」については否認する。当該契約については、前述のとおり、区が多角的な視点で慎重に検討を行う目的で締結したものであり、第三者の見解を求める必要はあったと考えるものである。

以上から、当該契約の締結は適法かつ正当であり、地方自治法第2条第14項の定め反するものではない。また、支出は、契約に基づき子育て支援課検査担当者の検査及び受注者からの請求を踏まえて、地方自治法第232条の4による適正な手続きを経て同第232条の5第1項の債権者のために支出されたものであり、違法かつ不当なものではない。

同段落「本件契約をした担当者である橋本幸夫子育て支援課長の及び本件契約締結に関与し、あるいは監督責任を負う立場にある青木克徳葛飾区長は相応の責任をとらなければならない。」については否認する。前述のとおり、当該契約については適法かつ正当であり、「相応の責任をとらなければならない」対象事由は存在しない。

下記のとおり、支出してください。

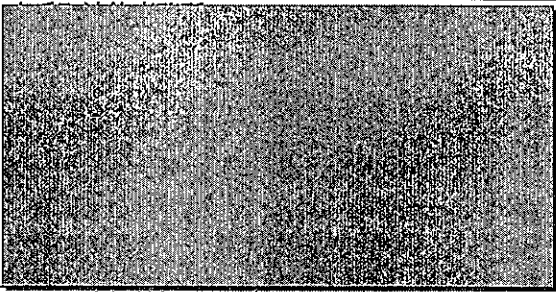
伝票名	伝票番号	起票日	決裁日	起票者	
複数科目支出負担行為	0700024011-00-00	令和 4年 7月28日	令和 4年 7月28日	部	11 子育て支援部
複数科目支出命令	1000024011-00-01	令和 4年 9月 7日		課	21 子育て支援課
				係	0200 子育て支援係
				印	

年度	令和 4年度	予算区分	現年	科目通番	011827	負担行為額	1,100,000 円
所属	11210000 子育て支援部 子育て支援課				更新前支出命令額	0 円	
大会計	01 一般会計				更新後支出命令額	1,100,000 円	
大事業	13 児童福祉費				負担行為残額	0 円	
中事業	05 総務事務経費						
小事業	01 総務事務経費 子育て支援課						
款	04 福祉費						
項目	03 児童福祉費						
目	01 児童福祉総務費						
節	12 委託料						
細節	01 委託料						
説明	110 廃棄物処分委託等経費						

支出命令額	1,100,000 円	控除額	0 円
-------	-------------	-----	-----

件名	葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費支出に係る業務委託（特命随意契約）
----	---------------------------------------

摘要	契約年月日 令和 4年 7月 28日 契約番号 0700024011-00-00 履行期間 契約締結日の翌日から令和 4年 8月 15日 完了日 令和 4年 8月 15日 請求書（1通）、契約書、特命随意契約原義 電子添付
----	---

相手方 区分03 9000006061		支払希望日	令和 4年 9月16日
		支払期限	
		請求日	令和 4年 8月26日
		履行等確認日	令和 4年 8月15日
		領収印	指定金融機関印
支払方法	01 口座振替払	支出区分	01 通常払
請求番号		整理番号	

備考	
----	--



特命随意契約理由書

契約件名	葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費支出に係る業務委託	
履行場所 又は納入場所	葛飾区の指定する場所	
契約締結予定日	令和4年8月1日	
履行期間 又は納入期限	契約締結日の翌日から令和4年8月15日まで	
予定価格	1,100,000円	
契約の相手方	業者番号	[Redacted]
	所在地	
	法人名称 代表者役職・氏 名	
契約内容	<p>次の点について法的見地に基づく意見を区へ提示すること。</p> <p>①私立認可保育所に対する扶助費の算定相違による過支給額について、保育所へ返還を求めないことの法的根拠となる見解</p> <p>②①の見解に立った際に予測される住民監査請求、住民訴訟等の争点</p>	
契約相手の 選定理由	<p>区の政策決定を法的に裏付ける見解の構築と、当該見解に立った際に予測される訴え等の提起について論点を予め整理し備えるためには、弁護士として行政事件等に特化した分野での実績や経験が特に求められる。</p> <p>上述の条件に合致し、見解提示に協力を受けられる者を探したところ、応諾が可能であると回答した相手方が上記の者のみであったため。</p>	
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
主管課	子育て支援 部 子育て支援 課 子育て支援 係	

予定価格は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

単価契約の場合は、予定単価に予定数量を乗じた金額を記載すること。

予定価格は、前年度契約実績額や予算額、実勢価格等を参考に設定すること。

(第2号様式)

伝票番号 0700024011-00-00
子育て支援部 子育て支援課



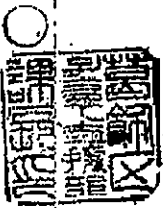
契 約 書

- 1 件 名 葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費
支出に係る業務委託
- 2 履行場所 葛飾区指定の場所
- 3 契約金額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	1	0	0	0	0	0	0

 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 100,000円)
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和 4年 8月15日
- 5 契約保証金 免 除
- 6 契約年月日 令和 4年 7月 28日

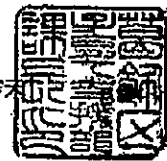
上記の件名について、発注者と受注者とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、別紙約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
 発注者と受注者は本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。



発注者(甲)

葛飾区

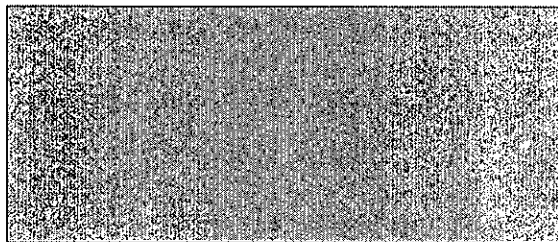
契約担当者 葛飾区子育て支援部子育て支援課長 橋本 幸夫



受注者(乙)

住 所

商号又は名称
代表者氏名



仕 様 書

1 件 名

葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費支出に係る業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年8月15日（月）まで

3 履行場所

葛飾区指定の場所

4 業務内容

葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づく扶助費支出に係る以下の点について、法的見地に基づく意見を提示すること。

(1) 私立認可保育所に対する扶助費の算定相違による過支給額について、保育所へ返還を求めないことの法的根拠となる見解

(2) (1) の見解に立った際に予測される住民監査請求、住民訴訟等の争点
上記について書面に明示して提出すること。

5 検 査

業務終了後、子育て支援課検査担当者の所定の検査を受けること。

6 支 払

検査終了後、受注者の請求に基づき支払う。

7 そ の 他

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により業務の処理に関して発生した損害及び第三者に及ぼした損害は、受注者が負担するものとする。

(2) 本契約は請負契約とし、業務履行中の事故等に対する労災保険の適用は受注者の負担とする。

(3) 業務の履行にあたっては、関係する法令や条例、規則等を遵守すること。

(4) 本契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

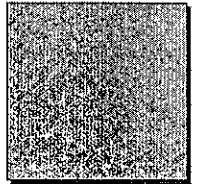
① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

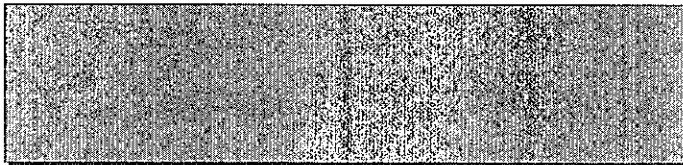
(5) 本仕様に定めのない事項については、区と協議のうえ決定する。



8 情報セキュリティポリシー

- (1) 業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 全部又は主要な部分の再委託を禁止する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。
- (3) 必要と認めるときは業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 情報資産を葛飾区の定める目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。
- (5) 情報資産の全部又は一部を、許可なく複製してはならない。葛飾区の許可を受けて複写又は複製したときは、当該複写物又は複製物を契約終了後速やかに葛飾区に返還しなければならない。
- (6) 情報資産の授受、運搬、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、情報資産の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。
- (7) 情報資産の管理等で事故が発生したときは、すみやかに葛飾区に報告し、解決にむけて協力しなければならない。
- (8) 委託業務完了時、又は葛飾区が請求したときは、その保管する情報資産を直ちに葛飾区に返還しなければならない。
- (9) 葛飾区の施設内で作業を行う場合には、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。

9 担 当



法律相談報告書

件名	パート保育士等加算の過払いについて	
担当者	子育て支援課	[REDACTED]
	法規担当係	
相談日	2022年4月7日	相談履歴
顧問弁護士相談等	顧問弁護士相談 ・ 法務部相談 ・ その他 ()	
相談内容	<p>【概要】</p> <p>区加算「保育標準時間対応保育事業扶助」内のパート保育士等加算は、補助上限人数を設けており、その範囲内の職員について加算を行っている。平成29年度以前については、葛飾区私立保育所等扶助要綱に基づき適切に支払いが行われていたと史料される（実際に確認をしたのは平成29年度のみ）が、平成30年度の要綱改正をきっかけとして作成した補助金算定用のエクセルの参照セルを誤ったことにより、それ以降は、要綱に則していない計算式を用いて請求額を算定していたことが発覚した。これにより、補助上限人数を要綱の定めるところのおよそ2倍として算出しており、一定期間、一部の保育施設に対して補助金を過払いしていた可能性がある。金額の大きい施設で年間約1千万円の過払い金が生じている。なお、区内に私立保育園は88園あり、全園分かつ全期間の過払い金を合計すると1億円を優に超えるものと思料される。</p> <p>【相談内容】</p> <p>今後区として、どのような行動をしていくべきか。なお、園及び議員には、今年度4月の金額が正しい金額であり、平成30年度から昨年度3月までの補助金額が誤っていた可能性があることを既に情報提供済みである（保育園に区議会議員本人及び関係者がいるという政治的理由もある）。</p> <p>また、返還させるとして、返還額が非常に高額であるため、私立保育園に返還させること自体は適当か。</p> <p>また、区の補助とは別に、国において類似の補助金があり、区の補助を受けている場合には、区の補助上限人数分については国の補助金の算定からは除外される。今回、区の補助金において、補助上限人数の算定を誤っていたことにより、国の補助金の支給要件を満たさなかった金額がある場合、区が、事業者が国に補助金を請求する機会を奪っていることになる。区からその分を補填することは可能か。</p>	

回答内容

【結論】

本件については、**実質的な不当利得返還請求として取り扱うことが適当である。本件で返還請求をしない理屈はたたない(返還請求をしなければ、住民監査請求及び住民訴訟のリスクがある)。**

【理由】

補助金を他用途に使用してしまったケースですが、補助金交付決定の取消決定が行われていない時点でも、「実質的には返還請求権が存在しているものと同視することに支障はないとみるのが相当」であり、合理的な理由なく補助金の返還を求めないことは「怠る行為」にあたるから、長が補助金の交付を受けた者に対して不当利得返還請求しないことの違法確認を求める訴えと4号請求は適法であるとした裁判例があります(仙台高判平成27年7月15日)。

上記裁判例は、「理由のない公金支出は公益に反することが明らかである以上、このような場合、上記状況を容認することが合理的な事由、あるいは、補助金の返還を求めることが交付先の資料等に照らして期待できない事由などの補助金の返還を請求しないことを相当とする特段の事由が存在しない限りは、被控訴人には、その返還を求めるべき責務があり、返還請求を行わないことについて裁量はないと解するのが相当である。」と判示しています。

この理屈を敷衍すると、補助金交付を行政処分と解し、かつ要綱や補助金交付規則に誤支給に関する取消事由の規定がないとしても、不当利得返還請求(不当利得返還請求権とっていいのか、裁判例の言い方は歯切れが悪いですが…)は可能であり、合理的な理由なく返還請求を行わないことは違法になる、ということになるかと存じます。

【他の論点】

(1) 返還命令の可否と不当利得返還請求権

以上の相談内容を踏まえて補助金の内容について確認したところ、本補助金は、本相談において問題となっている加算の元となっている扶助費については、保護者本人の代理人として、保育園が受領しているものであり、加算金については、施設向けのものであるため、保育園に対して交付されているものであることがわかった。その支払いは、請求書が保育園から提出される請求書に基づいて行われているようである。そのため、区において、補助金等交付規則第7条に基づく交付決定はされていない。本来は補助金等交付規則に基づき交付決定がされるべきものである。

また、本件は、区の計算誤りによる補助金の過払いであるのだから、葛飾区私立保育所等扶助要綱(以下「要綱」という。)第5条に定める取消

事由及び要綱別紙第9項に規定する取消要件に該当しないため、要綱第6条の規定により保育園に返還を義務付けることはできない。

なお、要綱を改正し、遡及適用することも考えられるが、同じ要綱で認定こども園に対する補助も行っており、認定こども園に対する補助金に波及する可能性があることから、以上の手段はとることができない。

学務課で就学援助金の過払い事案が発生した際には、新聞沙汰になったので、金額が大きい本件についても同様の取扱いになるものと思われる。就学援助について過払い事案が発生した際には認定を取り消し、不当利得として整理した。

不当利得返還請求をした際に、債務の履行を拒否された場合に、それを許容することができるかという質問があったが、区が権利を放棄しない限り、請求した以上はその請求は有効なものとなる。しかし、葛飾区債権の管理等に関する条例（以下「債権管理条例」という。）第10条第1項第4号の規定に基づき、保育園の財務状況等を確認することにより、区において同号の要件に該当すると判断することができれば、分割での支払いを認めることも可能である。

また、保育園の不当利得を区に返還するという債務は、弁済期が到来しており、相殺適状にあることから、今後区から支払う扶助費等と相殺することも可能である。この場合において、毎月の扶助費から少額ずつ相殺することになる＝分割で支払うこととなるため、債権管理条例第10条第1項第4号に該当することとなり、保育園の財務状況等の確認が必要となる。

分割して返還するか、全額一括で返還するか、また、毎月区から支払われる扶助費から相殺するかどうかは、各保育園の財務状況等はそれぞれ異なっていることから、個別に相談していくほかない。

返還させることとせず、議決により権利を放棄する（地方自治法第96条第1項第10号）という方法もあるが、住民監査請求や住民訴訟を提起される可能性が高く、不適當である。

以上のとおりであるから、本件については、実質的な不当利得返還請求として取り扱うことが適當である。本件で返還請求をしない理屈はたたない（返還請求をしなければ、住民監査請求及び住民訴訟のリスクがある）。

なお、保護者に対する扶助費を保育園が受け取ることは、本来は代理受領であり、加算金については同扶助費とは性質が異なるものであるにもかかわらず、交付決定をせずに払ってしまっているという問題がある。

また、返還させること自体が、子育てしやすい街を目指している区が、保育園を追い詰めるものであり、場合によっては潰れてしまうこととなる

ため、政治的な問題が発生するおそれがあるため、早急に区長にも報告すべきである。

(2) 国補助金の請求機会を奪ったことによる国家賠償請求について

相談内容に記載されているとおり、区の補助とは別に、国において類似の補助金があり、区の補助を受けている場合には、区の補助上限人数分については国の補助金の算定からは除外される。同補助金は国の補助金ではあるが、申請は区で受け付け、区の歳入となった後に、保育園に対して交付されるものである。所管課としては、(1)における不当利得と相殺できないか確認があったが、区補助金と国補助金は財務上の性質が異なるものであり、予算の執行上の問題となるため、相殺することは不可能である。

国の補助金が受けられなかったことについては、保育園が区に対する国家賠償請求訴訟を提起すべきものであり、区のほかの債権と相殺すべきものではなく、また、区から何か働きかけるべきものでもない。

(3) 保育園への説明について

本件は、返還することとなる金額が多額であり、また、保育園の今後の運営に多大な影響を及ぼすものであると思料されるため、個別に丁寧に説明していくことが望ましい。しかし、人員上それが不可能であるのであれば、説明会を開催し、そのうえで、個別に弁済計画等を話し合うこともやむを得ない。利息については、不当利得を得た日の翌日から発生するため、各保育園との話し合いは相手方の準備及びこちらの説明の準備ができ次第、早急に行うことが望ましい。

いつごろまでに行うべきかということについては、一概に回答できるものではない。しかし、現在の状況については各保育園に対して早急に説明すべきである。詳細な状況についてまだ説明できないようであれば、誤りがないう金額を精査しているところであるということを説明するしかない。

(4) 区内部における処理について

金額の算定に要する作業が膨大ですぐさま金額を確定させることができないとのことであつたが、最低限、第2回定例会の常任委員会(保健福祉委員会)までに保育園に不当利得返還請求をする金額がわかればよい。また、第2回定例会で速報、第3回定例会で確報を庶務報告するという事も考えられる。なお、裁判外で保育園に対しこの不当利得返還請求をすること自体は、議決事項ではない。先に述べた保育園に対する説明

	会と議会への庶務報告のどちらを先に行うかについては、所管課の判断で行う。
--	--------------------------------------